〇国土交通省告示第四百七十号

方 法 建 を 築 定 基 \Diamond 準 る 法 件 昭 平 和 成 <u>+</u> + 五 年 年 建 法 設 律 省 第二 告 示 百 第千三百六 号) 第二 十号) 条 第 九 号 \mathcal{O} \mathcal{O} 部 を 口 次 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} ょ 定 う 12 に 基 改 づ き、 正 す る。 防 火 設 備 \mathcal{O} 構 造

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

げ

12

る を 定 る 改 を 規 ŧ 重 次 0) 改 定 \mathcal{O} 傍 正 を 後 線 表 正 \mathcal{O} 撂 欄 を 傍 に 後 げげ 付 線 ょ 欄 に り、 7 掲 に を た げ 掲 付 1 な る 規 改 げ L 対 る 定 た 正 1 部 ŧ 象 前 £ 以 規 \mathcal{O} 分 欄 \mathcal{O} 下 は 定 \mathcal{O} \mathcal{O} に لح ょ 掲 ょ ک う 対 う L げ れ 12 象 7 12 る を加 移 規 改 規 改 動 め、 定 め、 定 える。 \mathcal{O} そ کے 傍 改 V \mathcal{O} 改 線 正 標 う。 前 正 を 欄 付 後 記 欄 部 及 L は、 び た に 分 掲 が 改 部 異 正 げ そ 分 を な る 後 \mathcal{O} ک 対 標 欄 る 象 記 t に れ 規 に 部 対 \mathcal{O} 定 応 順 は 分 で 改 が L 次 改 正 同 て 対 正 掲 応 前 げ 前 す 欄 \mathcal{O} る る 欄 ŧ 12 そ に 掲 \mathcal{O} 改 は 正 げ \mathcal{O} 当 れ 標 る 後 に 該 記 欄 対 対 象 部 対 に 応 規 象 分 掲

定

規

す

(1) はめごろし戸であること。 ロ 次に掲げる基準に適合するもの する構造としたもの おき かった としたもの 上蔵造のもの	三 鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリートで造られたもの	がラスを含む。第五号において同じ。)を用いたものを含む。) ガラスを含む。第五号において同じ。)を用いたものを含む。) の規算による認定を受けたもので、鉄板又は鋼板の厚さが○・八ミ	同令第百十二条第十五項に規定する構造方法を用いるもの又は同項同令第百十二条第十五項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めの二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定め第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百九条	改 正 後
設 設	ければならない。 は、その建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けな十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合において一、前号イ又は二に該当するものは、周囲の部分(防火戸から内側にもの	は は は は に に に に に に に に に に に に に	見いた。 一定める技 に定める技 のとする。 を事百十二。	改正前

- 。 のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること
- 限る。以下この号において同じ。)かつ、エッジ強度が二百五十メガパスカル以上であるものに() 耐熱強化ガラス(厚さが六・五ミリメートル以上であり、

- られたものであること。ガラスの種類)に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けが、次に掲げるガラスの種類(複層ガラスにあっては、屋外側の

(i)

耐熱強化ガラス 幅が七百ミリメートル以上千二百ミリメ

- ートル以下で高さが千六百ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下で高さが千六百ミリメートル以上千二百ミリメメートル以下のものートル以下で高さが八百五十ミリメートル以上二千四百ミリートル以下で高さが八百五十ミリメートル以上二千四百ミリ
- よりガラスが枠に取り付けられたものであること。
 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法に

トル以下のもの

材をいう。以下同じ。)により枠に堅固に取り付けること。上の取付部材(ガラスを枠に取り付けるために設置される部・ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以

- (ii) ートル以下の間隔で固定すること。 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に二百五十ミリメ
- $(\ddot{\parallel})$ シウム板で造られたものに限る。以下同じ。)を設置するこ ガラスの下にセッティングブロック(鋼材又はけい酸 力
- 長さ」という。)を次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞ ガラスの取付部分に含まれる部分の長さ(以下「かかり代
- れ次に定める数値以上とすること。 耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス 七ミリメートル

複層ガラス 十三ミリメートル

- <u>ځ</u> 付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置するこ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、 取
- (i)するもの(シリコーン製であるものに限る。) シーリング材又はグレイジングガスケットで、 難燃性を有
- いて同じ。)で造り、 ミニウム合金材又は樹脂(無可塑ポリ塩化ビニルに限る。次号にお 枠の屋外側の部分をアルミニウム合金材で、屋内側の部分をアル (i)造られたものに限る。以下「加熱膨張材」という。) 加熱により膨張する部材(黒鉛を含有するエポキシ樹脂 かつ、次に掲げる基準に適合するもの

六

次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。 はめごろし戸であること。 網入りガラス

- 耐熱結晶化ガラス
- のに限る。以下この号において同じ。) ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラスであるも 複層ガラス(屋外側のガラスが網入りガラス又は耐熱結晶
- ラスの種類)に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられ たものであること。 次に掲げるガラスの種類(複層ガラスにあっては、屋外側のガ

(新設)

(1) (1) りガラスが枠に取り付けられたものであること。 れぞれ次に定める数値以上、鋼材で造られたものである場合に ものである場合にあっては次に掲げるガラスの種類に応じてそ リメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。 あっては二ミリメートル以上とすること。 につき三箇所以上固定すること。 た縦枠に三百五十ミリメートル以下の間隔で千百ミリメートル リメートル以下のもの ミリメートル以下で高さが千百ミリメートル以上千八百九十ミ 五十ミリメートル以下のもの 部材を鋼材で造られたねじによりアルミニウム合金材で造られ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によ ガラスをアルミニウム合金材又は鋼材で造られた厚さが一ミ 耐熱結晶化ガラス 幅が七百八十ミリメートル以上九百二十 網入りガラス ガラスの下にセッティングブロックを設けること。 取付部材が鋼材で造られたものである場合にあっては、取付 かかり代長さを、取付部材がアルミニウム合金材で造られた 複層ガラス 十二ミリメートル 網入りガラス又は耐熱結晶化ガラス 七ミリメートル 幅が八百ミリメートル以下で高さが二千二百

(新設)

七

枠を樹脂で造り、

かつ、

次に掲げる基準に適合するもの

加熱膨張材

はめごろし戸であること。

複層ガラス(屋外側のガラスが網入りガラスであり、

かつ、

屋

限る。)

性を有するもの

ホ

部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、

取付

のである場合に限る。)又はグレイジングガスケットで、難燃

(塩化ビニル製又はシリコーン製であるものに

シーリング材(取付部材がアルミニウム合金材で造られたも

じ。)が用いられたものであること。 内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。次号において同

- 開口部に取り付けられたものであること。 幅が八百ミリメートル以下で高さが千四百ミリメートル以下の
- こと。いて同じ。)を設置し、かつ、枠及び補強材を開口部に固定するいて同じ。)を設置し、かつ、枠及び補強材を開口部に固定するさが一・六ミリメートル以上であるものに限る。以下この号にお一枠の内部に補強材(鉄材又は鋼材で造られたものであって、厚
- りガラスが枠に取り付けられたものであること。
 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によ
- 材により枠の内部の補強材に堅固に取り付けること。(1) ガラスを鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部
- (3) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠の内部(2) 取付部材を樹脂で造られた通し材で覆うこと。
- 百ミリメートル以下の間隔で固定すること。 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠の内部の補強材に二
- (5) かかり代長さを十一ミリメートル以上とすること。(4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。
- 製又はシリコーン製であるものに限る。)
 (1) グレイジングガスケットで難燃性を有するもの(塩化ビニル部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付
- (2) 加熱膨張材

、かつ、次に掲げる基準に適合するもの・四五以上であるものに限る。以下この号において同じ。)で造り七十ミリメートル以上であるものに限る。)を木材(気乾比重が〇一枠(見付寸法が四十ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が

はめごろし戸であること。

複層ガラスが用いられたものであること。

以下の開口部に取り付けられたものであること。ハー幅が千五十ミリメートル以下で高さが千五百五十ミリメート

(新設)

第	第				
第三	第 に 間 に 間 る が 設 囲 合 り あ け の 金 第	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	加 , メ・)] 二 骨 (2)	ホ	_
防火	りあけの金第	料のの) 二 骨(2) トセ組	(1) 部 (5) (4) 製 分火	(3) (2) (1) りガラスが村によりない。 大災時によりない。 大のねでは、 大のねでは、 大のねでは、 大災時にお
P が ぬ	一第二号、第二号、第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	塗布した-	ル以上のせかり、	製又はシリコ分に次に掲げ、火災時においり代長がかり代長	大災時におい ガラスが枠に 材により枠に 取付部材を 取付部材を 取付部材を
大スは	には、 を具該防 には、 がある。	たの木		リコンにおいて、の下において、	に材を細におい
他の	なければならな(当該防火設備(当該防火設備のたものに限して、当該勝火設備が、場所のに限して、当該のに限いる。	材五平	- ル 以 上 う う	一グるガーンガーンガー	と。と。とのおいてガラスを鋼材で造りたいではいてガラスを鋼材で造られているできるできるできるが、たりがでいるでは、いてガラスががでいるできるできるが、たったが、たったができるできるが、たったが、たったが、
) 火 設	第五号又は第六号ものに限る。)のものに限る。)のものに限る。)のものに限る。)のものに限る。)のものに限る。)のののでは、	木材及び網入・五平方メー	り 上 巾 ボ の た	コーン製であいてガラスのいてガラスのいてガラスのいてガラスの	り 神 で 造 ら れ が で 造 ら れ で 造 ら れ で 造 ら れ で き ら れ で あ ら れ で あ ら れ で あ ら れ の も ら れ の も れ の も る ら る る る る る る る る る る る る る
開と:	五号又は第六号回り縁、窓台そののに限る。)のい限のを見を含む。	り ガル	ル以上のせっこうボードを張り、ンチメートル以上の木毛セメントを防火塗料を塗布した木材で造り加熱膨張材	又はシリコーン製であるものだいイジングガスケットで難に次に掲げる部材をガラスの取付部: 災時においてガラスの取付部: かかり代長さを十三ミリメー・ガラスの下にセッティングブ	一十ミリメ 一十ミリメ 一十ミリメ
接する	五号又は第六号(枠の屋 当該建具を含む。)が不 のに限る。)のいずれか のに限る。)のいずれか	ラスで	張 メン 造 り、	ン製であるものに限る。がスケットで難燃性を有がスケットで難燃性を有がラスの全周にわがラスの全周にわけるがある。	五十ミリメートられた埋込長さられた埋込長さがに乗さが一まること。
防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、	が こ 十 れ の 不 五 五 た 燃 ら セ に 内	造開	、 屋外 とり、か	に 限 性 を 相 に わ に わ に わ に わ に わ に わ に わ に も も に も も に も も に も も に も も も も も も も も も も も も も	リメートル以下のであること。ものであること。 埋込長さが三十二のこと。
	「当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口が、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口が(回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む。防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の開ものに限る。)のいずれかに該当する防火設備は、第五号又は第六号(枠の屋内側の部分をアルミニカ	で造られたものの開口部に設ける戸で、	面はつ、原	製又はシリコーン製であるものに限る。) (1) グレイジングガスケットで難燃性を有するもの(塩化ビニュ部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。 水災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取4(4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。	<u> </u>
相じゃくりとし、	で造られたで造られた	のける	亜 さが ○ 屋	もの (置いとと	こ。 ル 掲げ
くりょ	れた 別 か 以 所 と 関 開	戸 で、	板を張っに厚さが	(塩化ビニルと。、取付と。	でメートの関する方法
Ľ,	開 合 内 の 間 い 間 部 。	防 火	せっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったトル以上の木毛セメント板又は厚さが〇・九センチ料を塗布した木材で造り、かつ、屋内面に厚さが一材	こと 取 ル。付	下の間隔で固定すると。 との間隔で固定する
第二	(新 設	四			
第	設	塗 料 開	(新 設)		
一に定める		塗 面 布 積			
		しが た〇			
もののほか、		木材及び網入りガラスで造・五平方メートル以内の開			
ほか、		び方網メ			
防火		八りガル			
戸が		ラスの			
悴 又 け		世 開			
他の		れおに			
防火戸が枠又は他の防火設備と接する		木材及び網入りガラスで造られたものとすること。・五平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火			
備と		する			
接す		こと。 防火			

露出しないように取り付けなければならない。造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に及は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構

付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖

こ の 告 示 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

うに改正する。

2

特

定

防

火

設

備

 \mathcal{O}

構

造

方

法

を

定

 \Diamond

る

件

平

成

+ =

年

建

設

省告

示

第千三百

六

+

九

号)

 \mathcal{O}

__

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

る な \mathcal{O} る る 対 標 規 次 象 記 ŧ 定 \mathcal{O} 規 部 表 \mathcal{O} \mathcal{O} 定で は 分 傍 に 改 線 ょ が り、 改 正 同 を 正 付 前 前 欄 改 \mathcal{O} L た 正 欄 ŧ に にこ 掲 部 前 \mathcal{O} げ 分 欄 は れ る 当 に \mathcal{O} に 対 該 ょ 掲 う 対 象 対 げ 応 規 象 に る 規定 す 改 規 定 る を め、 定 改 を \bigcirc ŧ 改 \mathcal{O} 正 改 傍 を 後 正 正 線 掲 欄 後 前 を げ 欄 付 に 欄 て 掲 に 及 L げ 掲 び た 1 な る げ 改 部 1 対 る 正 分 をこ 象 後 ŧ ŧ 規 欄 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 は、 \mathcal{O} に れ と ょ 12 対 う L 順 応 て ĺ れ 次 L を 移 改 て 対 撂 加 動 め、 応 え げ す し、 る。 そ る る 改 対 \mathcal{O} 改 正 標 象 正 後 後 規 記 欄 欄 部 定 12 分 は に 掲 が 掲 そ げ げ 異

<u></u>	世の一般権を対するもので、防い、関係を表にのである。 一切のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して
	失 反 又 よ 棡 反 の 厚 さ が 一
イ 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが○三 次のイからニまでのいずれかに該当する構造規定する構造とすること。	ートル以上の鉄板又は鋼板を張ったもの三 骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメ規定する構造としたもの 二 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第三号リ②jí//に通大臣が定める面を有するものを除く。)
継続予測時間が一時間以上である場合に限り、同条第二号の国土交別が、一建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十一条第二項第のとする。	継続予測時間が一時間以上である場合に限り、同条第二号の国土交別である。 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十一条第二項第一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十一条第二項第 一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加
改正前	改正後

第三 防火戸(第一第七号又は第八号のいずれかに該当するものを除く	付けなければならない。	下の金網らの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目ニミリメートル以らの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目ニミリメートル以ルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面かり、開口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モ火構造としたもの
に取り付けなければならない。 つ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないよう 若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かが枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁第二 第一(第五号及び第六号を除く。)に定めるもののほか、防火戸	(新設)	下の金網とすること。 らの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目二ミリメートル以いタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面かい 別口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モとすること。

壁

等

の加

熱

面

以

外

 \mathcal{O}

面

で 防

火上

支

障

が

な

()

ŧ

<u>(</u>

を定める件

(平成二

+

七

年

国土交通省告示

第二百

る。

四十九号)の一部を次のように改正す

次 \mathcal{O} 表によ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部 分をこれ 12 順 次 対 応する改 Ē 後 欄 に 掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

略	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
口 (略)	口 (略)
	(火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。)
継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。)	しくは鋼板の厚さが一・八ミリメートル以上のものであること
板の厚さが一・八ミリメートル以上の防火戸であること(火災)	を張ったもの又は鉄材若しくは鋼材で造られたもので、鉄板若
厚さが一ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸又は鉄製で鉄	両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の <u>鉄板若しくは鋼板</u>
めるものに限る。)のうち、骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ	めるものに限る。)のうち、骨組を鉄材若しくは鋼材で造り、
② 特定防火設備(平成十二年建設省告示第千三百六十九号に定	② 特定防火設備(平成十二年建設省告示第千三百六十九号に定
(1) (略)	(1) (略)
イ 防火設備が次の⑴又は⑵に該当するものであること。	イ 防火設備が次の①又は②に該当するものであること。
する防火設備の面で、次のイ及びロに該当するもの	する防火設備の面で、次のイ及び口に該当するもの
切壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 壁等を構成	切壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 壁等を構成
一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合又は間仕	一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合又は間仕
改正前	改正後